

国民年金のお知らせ

国民年金は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。

給付は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金があります。

【老齢基礎年金】

20歳から60歳まで40年間納付された方に、満額が支給されます。

*老齢基礎年金の繰り上げ請求は慎重に！

国民年金の老齢基礎年金は原則として65歳から支給されますが、希望すれば65歳前の希望の時期から年金を受けることができます。

ただし、繰り上げ支給の年金を請求すると年金額が一定の割合で減額され、生涯減額された年金を受けることになります。

また、繰り上げ支給の年金を請求すると次のような制限がありますので、慎重に検討してから請求してください。

(主な制限事項)

- ① 一度繰り上げ支給の請求をすると、取り消し、または変更することができません。
- ② 繰り上げ支給の老齢基礎年金は、請求した日の翌月から支給開始されます。
- ③ 障害基礎年金や寡婦年金は受けられません。
- ④ 国民年金に任意加入できません。

老齢基礎年金 年金額 780,100円

(保険料を40年間納めた場合～満額)

保険料納付期間と免除(猶予)期間、厚生年金加入期間等を合わせて25年以上ある方が原則として65歳になったとき請求して支給されます。

障害基礎年金

1級 975,100円
2級 780,100円

遺族基礎年金

配偶者と子1人 1,004,600円
子のみ1人 780,100円

【障害基礎年金】

国民年金に加入中の病気やケガで障害の状態にある方に支給されます。また、生計を維持する子がいる場合には、加算額があります。

【遺族基礎年金】

国民年金に加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

☆年金の請求手続きは・

すべての年金は、受けられる資格があっても、本人の請求がなければ支給されませんので、ご注意ください。

加入されていた制度によって請求先、請求する際に必要な書類が異なりますので、役場住民生活課戸籍年金係(☎47-4681)又は函館年金事務所お客様相談室(☎0138-82-8002)までお問い合わせ願います。

★年金事務所による

年金相談日のお知らせ

9月9日(水)

場所 福島町役場

時間 午前10時～12時
午後1時～3時

『予約制』のため、9月4日までに年金で相談したい内容を役場住民生活課戸籍年金係(☎47-4681)へ電話でお申し込み下さい。



知内診療所

知内町字重内31番地130
TEL: 01392-5-3509

● 整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科

医師：山内 賢二(院長)

曜日	診療時間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8:30～12:00
月・火・水・木・金	14:00～17:30

● 整形外科

医師：山根 繁(函館中央病院名誉院長)

曜日	診療時間
隔週水曜日	14:00～16:00(受付時間12:00～)

